

令和5年度の事業者によるダイオキシン類測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法により、廃棄物焼却炉などの特定施設の設置者は、施設から排出される排出ガス等に含まれるダイオキシン類を測定し、その結果を本市に報告することが義務付けられています。

1 大気基準適用施設測定結果の概要

- (1) 本市清掃工場
対象となる3工場6施設(休止中を除く)の排出ガス濃度は最小0、最大0.0017(ng-TEQ/m³N)で、いずれも排出基準内でした。
 - (2) 本市清掃工場を除く廃棄物焼却炉
対象となる17施設(休止中を除く)の排出ガス濃度は最小0.0000002、最大2.7(ng-TEQ/m³N)で、いずれも排出基準内でした。
 - (3) アルミニウム合金製造施設
対象となる2施設(休止中を除く)の排出ガス濃度は最小0.0000003、最大0.0000006(ng-TEQ/m³N)で、いずれも排出基準内でした。
[1 ng(ナノグラム)=10億分の1 g]
- 2 水質基準対象施設測定結果の概要
対象となる下水処理場4事業場の排水濃度は最小0.0002、最大0.00043(pg-TEQ/L)で、いずれも排出基準(10 pg-TEQ/L)を下回っていました。
[1 pg(ピコグラム)=1兆分の1 g]

3 各事業所の測定結果

- (1) 大気基準適用施設【特定施設の種類: 廃棄物焼却炉】

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	大気排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	排出ガス (ng-TEQ/m ³ N)※1		燃え殻 (ng-TEQ/g)※1※2		ばいじん (ng-TEQ/g)※1※2		備考
			試料採取 年月日	測定結果	試料採取 年月日	測定結果	試料採取 年月日	測定結果	
1 (1) 広島市中工場	中区南吉島一丁目5-1	0.1	R6.1.16	0.00064	R5.4.18	0.0000058	R5.4.18	0.39	1号炉
		0.1	R5.4.18	0.00037	R5.5.22	0.00042	R5.5.22	0.24	2号炉
		0.1	R5.10.16	0.00000013	R5.6.27	0.037	R5.6.27	0.25	3号炉
広島市安佐南工場焼却施設	安佐南区伴北四丁目3990	0.1	R5.8.4	0	R5.7.31	0	R5.11.14	0.28	1号炉
		0.1	R5.8.8	0	R5.9.4	1.4	R5.10.20	0.084	
広島市安佐北工場	安佐北区可部町大字中島字丸田1460-1	1	R5.9.13	0.0017	R5.12.26	0.0000054	R5.9.13	0.11	2号炉 (令和4年12月より再稼働)
株式会社センタークリーナー出島工場	南区出島一丁目20-3	10	R6.3.22	1.3	R5.9.13	0.000031	R6.3.22	3.4	
広島市西部水資源再生センター	西区扇一丁目1-1	5	R5.7.25	0.00000035	R5.6.23	0.0025	R5.5.29	0	1系
		5	R5.6.16	0.000012	R5.5.15	0.0051			2系
株式会社曽我工業	西区山田町甲27	10	R5.11.21	0.94	R5.12.14	0.00013	R5.12.15	0	
三和工業株式会社	安佐北区安佐町後山570-1	10	R5.11.28	0.0026	R5.11.29	0.0000019	R5.11.29	0.014	
南秀知産業	安佐北区安佐町小河内宇上堂原4759	5	R5.11.13	2.7	R6.1.9	0.00034			
広島市安佐動物公園	安佐北区安佐町大字動物園	10	R5.9.28	0.087	R5.9.29	0.0000018	R5.9.29	0.007	
串井木材(株)	安佐北区可部南五丁目5-7	5	R5.12.15	0.0000002	R5.12.16	0.000004	R5.12.16	0.0000001	
有限会社ホクブ	安佐北区可部町大字今井田字観音谷371-6	10	R5.11.14	1	R5.12.25	0.7			
有限会社藤田資材	安佐北区口田南五丁目665	5	R5.5.25	0.56	R6.2.1	0.42	R6.3.11	0.67	
株式会社山陽レック	安佐北区大林町字人甲6-1	1	R5.6.26	0.18	R6.2.5	0.018	R6.2.5	0.65	1号炉
		1	R5.5.25	0.13	R6.2.5	0.031	R6.3.4	0.97	2号炉
東洋合成株式会社	安佐北区白木町大字志路字松ヶ平1356	5	R6.3.1	0.36	R5.9.1	0.064	R5.9.1	0.48	
協和木材株式会社(旧田村木材工業(株)矢野工場)	安芸区矢野新町一丁目1-3-14	5	R6.2.9	0.14	R6.2.9	0.00012	R6.2.9	0.0058	
株式会社カンサイ本社工場	佐伯区五日市町大字石内460	10	R5.12.18	0.25	R5.12.18	0.23	R5.12.18	2.40	焼却炉
		10	R5.12.14	0.0015	R5.12.14	0.0042	R5.12.14	0.0058	ローリーキルン
平和実業株式会社	佐伯区五日市町大字石内字笹利2041	10	R5.11.28	0.35	R5.11.29	0.000022	R5.11.29	0.049	
広島市旭町水資源再生センター	南区宇品東四丁目2-27	5	-	-	-	-	-	-	休止中

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	大気排出基準 (ng-TEQ/m3N)	排出ガス (ng-TEQ/m3N)※1		燃え殻 (ng-TEQ/g)※1※2		ばいじん (ng-TEQ/g)※1※2		備考
			試料採取 年月日	測定結果	試料採取 年月日	測定結果	試料採取 年月日	測定結果	
カ山総合建設株式会社	西区古江西町21-27	10	—	—	—	—	—	—	休止中
戸山カンツリークラブ	安佐南区沼田町大字阿戸 字城山1568-1	10	—	—	—	—	—	—	休止中
動物管理センター可部 焼却場	安佐北区大林町184-1	10	—	—	—	—	—	—	休止中
オオノ開発 広島事業 所	安佐北区大林町字人甲87	1	—	—	—	—	—	—	休止中
株式会社誠斗建設（旧 南原運送有限公司）	安佐北区狩留家町617-19	5	—	—	—	—	—	—	休止中
エコラウンド(株)環境事 業所	佐伯区五日市町大字石内 2045	5	—	—	—	—	—	—	休止中

※1 表中の「—」は自主測定義務のないものを示します。

〔TEQとは、ダイオキシン類の各異性体濃度を、最も毒性が強い2,3,7,8-TeCDDに換算して合計していることを示します。〕

※2 燃え殻、ばいじんの基準は3 ng-TEQ/g

(2) 大気基準適用施設【特定施設の種類の種類：アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉】

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	大気排出基準 (ng-TEQ/m3N)	排出ガス (ng-TEQ/m3N)		備考
			試料採取 年月日	測定結果	
1 - (3) 広島アルミニウム工業(株) 可部工場	安佐北区大林四丁目1-1	1	R5.8.31	0.0000003	溶解炉
		5	R5.8.30	0.0000006	乾燥炉

(3) 水質基準対象施設【特定施設の種類の種類：下水道終末処理施設】

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	水質排水基準 (pg-TEQ/L)	排水 (pg-TEQ/L)		備考
			試料採取 年月日	測定結果	
2 広島市江波水資源再生 センター 広島市旭町水資源再生 センター 太田川流域下水道東部 浄化センター 広島市西部水資源再生 センター	中区江波西一丁目15-54	10	R5.8.1	0.00043	
	南区宇品東四丁目2-27	10	R5.8.1	0.00032	
	南区向洋沖町1-1	10	R5.10.5	0.0002	
	西区扇一丁目1-1	10	R5.8.1	0.00043	